

高速道路機構による自動軸重計を活用した指導取締りの開始について
(令和5年4月1日～)

令和5年3月10日
西日本高速道路株式会社

令和5年4月1日から、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「機構」といいます。)において、高速道路に設置している自動軸重計を活用した指導取締りが開始されます。

詳細については、[機構ホームページ](#)をご確認ください。

これに伴う大口・多頻度割引制度における割引停止措置等の変更はございません。

なお、混乱を避けるため、従前から各高速道路会社が実施している、自動軸重計で確認した軸重超過走行及びETCコーポレートカード利用約款に基づく違反点数(通知した軸重超過走行1走行に対し、3点)等を通知する「指導警告書」の名称を、「軸重超過走行及び点数通知書」に変更します。